

委員会議事概要

1 委員会名	令和3年度 第10回沖縄海区漁業調整委員会
2 開催日時	令和4年1月14日(金) 14:00~15:05
3 開催場所	沖縄県庁6階 第2特別会議室
4 出席委員 (定数15名中13名)	(会場参加) 赤嶺博之委員、上原亀一委員、新立弘子委員 (Web参加) 池田博委員、伊良波宏紀委員、当真聡委員、大谷健太郎委員、 大城和夫委員、大嶺嘉昭委員、八前隆一委員、山内得信委員、 藤田喜久委員、山川彩子委員、天方徹委員、城間恒浩委員
5 議事録署名人	伊良波委員、藤田委員
6 議事内容	
(1) 第1号議案	浮魚礁の敷設承認申請について (P1~P10)
【要旨】	新規の承認申請が1基(八重山漁協1基)あり。原案のとおり承認された。
【特記事項】	特になし。
(2) 第2号議案	ウミガメの採捕承認申請について (P11~P21)
【要旨】	試験研究目的で1件(国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所)の申請あり。原案のとおり承認された。
【特記事項】	特になし。
(3) 第3号議案	スジアラ及びシロクラベラ資源の保護培養に関する委員会指示の改正について (P22~P40)
【要旨】	スジアラ及びシロクラベラ資源の保護培養に関する委員会指示3第3号(有効期間:令和3年4月1日~令和6年3月31日)について、対象種の資源の保護培養及び当該指示の実効性向上のため、対象水域の拡大に向けて関係漁業団体に意見照会を行ったところ、全ての団体から委員会指示の適用について同意が得られたので、共同第13号から共同第21号までの水域を新たに委員会指示の対象水域に加えるため、当該指示の改正案を提案した。原案のとおり承認された。
【特記事項】	【池田委員】現在、漁業権に入っていないチービシ、前島周辺及び大東島周辺でも、この取組みをやっていくことが重要だと思う。 【事務局】委員会指示、告示、発動はすぐ行われる予定だが、改正の施行は4月1日を予定している。これは一定程度、周知期間が必要であるためだ。2月初旬の公報登載で周知して、4月1日施行し、令和4年夏頃までに、遊漁者も対象とする指示に変更する。その間に、県民へのパブリックコメントと、その海域の拡大について改めて説明し

	<p>たい。まず沖縄本島周辺を中心に進めるが、先島や大東諸島にも意見照会をして、なるべく沖縄全体に委員会指示をかぶせたい。</p> <p>【大城委員】硫黄鳥島は、島尻郡だと記憶しているが、あの島の周辺も、いい漁場だ。その海域での対応を聞きたい。今回の委員会指示には入っていないが、今後の取組みで、何か提案があるか。</p> <p>【事務局】この改正は、最初、沖縄本島周辺を中心に考えていたが、その後、先島も含めて、沖縄県全体で進めたいと考えている。硫黄鳥島も含めて意見照会ができるように進めたい</p> <p>【大城委員】硫黄鳥島がどこの区域に所属するかは不明だが、今後、この取組みを進めていくと理解した。</p> <p>【上原議長】硫黄鳥島は、どこの管轄か。</p> <p>【事務局】硫黄鳥島は、沖縄県の行政管轄だと思うが、共同漁業権が設定はされていない。基本的に沖縄県周辺海域、沖縄海区とするので、海区委員会指示の対象に含めるが、隣接する鹿児島県との調整も必要になる可能性がある。事務局で検討して、後日、報告したい。</p>
(4)第4号議案	ソデイカの採捕に関する委員会指示違反について (P41～P50)
【要旨】	<p>令和3年12月23日、ソデイカの採捕に関する委員会指示3第4号の違反が確認された。違反内容は、沖縄海区漁業調整委員会指示3第4号の第3（操業の承認）に違反して、承認を得ずに、はえ縄を使用してソデイカを採捕したものである。これを受けて、違反者に対し、</p> <p>(1)委員会指示違反に対する処分方針に基づき、違反者（船長）に対し、警告文書を発出</p> <p>(2)当該漁船の船主、関係漁協の代表者あてに、委員会指示の遵守について指導依頼を通知</p> <p>を委員会の処理方針の事務局案として提案した。原案どおり承認された。</p>
【特記事項】	<p>【当真委員】今回は、委員会指示違反で摘発された形だ。今回の違反事案は初回とのことだが、以前にもやっていたのか。また組合に所属していないのか。さらに船舶を借用して、その違反の漁に出ていたとき、その船舶を貸した側の船主も、漁に出た方から利益を得たのかの3点について伺いたい。</p> <p>【事務局】今回の違反者による過去の違反は、平成27年に1件あるが、現行の委員会指示違反に対する処分方針の違反回数の計算方法によると、採集違反の日より3か年を経過する日まで次の違反をしなかった場合には、違反回数の通算を打ち切り、違反回数をゼロにするため、平成27年の違反はカウントしていない。</p> <p>船主への聞き取りでは、船主は違反を承知していないとの回答だっ</p>

た。基本的に船主と雇用関係を結んで船長が操業しているので、違反操業を船主が承知していないと考えられる。今回の場合、違反が明確になったのは違反してソデイカを捕った船長なので、船長には警告の文書とした。船主は違反を承知していないので、船主に対しては、船長に指導を要請する文書とした。

【当真委員】組合には所属はしていないのか。

【事務局】元組合員だが、長い間、組合から離れており、船主は、組合加入申請中と聞いている。

【山内委員】ソデイカの問題は、曖昧なところが結構ある。公海上の漁獲物は委員会指示に違反するのか、どの範囲で漁獲すると違反なのかは明確ではない。違反となる海域かどうかの認識のないままに操業していると思う。漁業者に分かるようなルールにしないと混乱する。

【上原議長】公海上の操業までこの指示が及ぶのか定かではない。今のところ委員会指示の適用範囲は曖昧だと思う。

今回のケースは、取り調べの段階で、本人は旗流しで漁獲したと話していたので、はえ縄操業が違反であることを認識していた。確信犯的な操業を行ったので、厳しい処置が必要だ。

委員会指示の適用範囲で曖昧な部分は、ルールを決める必要がある。

【事務局】委員会指示は、沖縄海区に適用されるという認識だ。沖縄海区の概念的な境界線はあるが、正式な県境は、定められていない。

海上における正式な県境を決めるのは困難だが、その曖昧な部分で運用に困る場合には、何かしらのやり方を考える必要がある。

【山内委員】我々の船は、遠方まで出るので、他の海域で漁獲することもある。自家消費程度は問題ないが、多く漁獲したときに、市場に出荷していることもある。これは委員会指示違反にあたるのか。公海での漁獲かどうかを明確にする必要があるが、県の見解はどうか。

【上原議長】混獲による漁獲については知っているのですが、特に問題はないと思うが、今回のように明らかにソデイカを漁獲する意図を持ち、はえ縄漁具に擬餌針を設置して漁獲したものは、未承認のはえ縄の操業として扱わざるを得ない。

個人的には、自家消費程度でも、はえ縄に擬餌針を設置するのは、違反に当たると考える。

【事務局】委員会指示の趣旨は、はえ縄を承認制にして、実質上、新規参入を不可能にしている。昨年、承認を受けている船は、ゼロ隻で、新規のはえ縄を受け付けられないので、事実上は禁止漁業になっている。

ソデイカの資源が大幅に減少している中で、漁獲圧力が高まるのはえ縄操業はよくないというのがあった。

公海や外国漁場は、当然、海区の委員会指示の対象外だと思うが、

	<p>どの海域の漁獲かを証明するのが難しい。委員会指示の趣旨から、沖縄海区外ではえ縄が問題ないとは言にくい。</p> <p>現時点で結論を出すのは難しいが、ソデイカをはえ縄で漁獲できないというのが、沖縄の漁船の基本的な認識だ。</p> <p>【山内委員】沖縄海区のソデイカ操業に係るルールは曖昧なので、整備をしていく必要があると思う。</p>
(5)第5号議案	知事許可漁業の許可に係る制限措置等の公示案について (P51~P60)
【要旨】	<p>知事許可漁業で、許可数を管理している潜水器漁業・さんご漁業（深海サンゴとソフトコーラル）及びまぐろはえ縄漁業についての公示案の諮問があった。</p> <p>公示案が決定すれば、ホームページで公示し、約1か月間申請を受け付け、審査後、3月1日からの許可処分を行う。特に異議はなく、事務局の公示案のとおり承認された。</p>
【特記事項】	特になし。